



平成21年5月25日

各 位

会社名 株式会社 コーセー
代表者名 代表取締役社長 小林 一 俊
(コード番号 4922 東証第1部)
問合せ先 IR課長 中田 仁 典
(TEL 03-3273-1511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第67回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更、株主権行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするための変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)	(削除) (自己の株式の取得) 第7条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第11条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 (株式取扱規程) 第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第14条～第39条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利 (単元未満株式の買増し) 第10条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第12条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第13条～第38条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(金曜日)
平成21年6月26日(金曜日)

以 上